

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
通信専用線の使用（IWAN 100M）（北熊本駐屯地～大矢野原演習場）	防衛大臣承認	
	作 成	令和7年6月24日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面総監部防衛部 システム通信課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、西部方面総監部において調達する光データ回線の契約として使用することについて規定する。

## 2 調達品の規格等

契約内容等は、それぞれ以下のような状態にあること。

### 2.1 提供区間および数量

提供区間および数量は表1によるものとする。

表1－提供区間及び数量

回線区間		単位	数量
熊本県北区八景水谷 2-17-1 陸上自衛隊 北熊本駐屯地	～	熊本県上益城郡山都町北中島 2160 陸上自衛隊 大矢野原演習場	回線 1

### 2.2 契約内容

#### 2.2.1 サービス内容

現在、NTT西日本株式会社において提供されている以下のサービスが提供できる状態にあること。

##### a) 回線種別

現在、NTT西日本株式会社等と同様の回線である表2に示すサービスの提供が可能であること。

表2－回線種別

品名	通信回線	製品名
光回線	IWAN 100M	Interconnected WAN (IWAN)

##### b) 通信品質

現在、NTT西日本株式会社が提供する光データ通信サービスと同等以上の品質を確保できること。

##### c) 通信対象

光通信を利用した音声・データ通信が可能であること。

##### d) 割引サービス

契約の終期以降継続して契約することを前提とした割引サービス及び期間を限定したサービスは認めない。

**e) 請 求**

請求書は、回線ごとに請求金額の内訳（固定料金、工事費等）を記載した請求書であること。

**f) その他**

- 1) 費用には、初期費用、宅内付託工事等の各種工事及び終端装置等の費用を含むものとする。
- 2) 本装置の設置及び設定については契約業者とする。
- 3) 受注者は速やかに導入スケジュールを提供すること。
- 4) 導入にかかる申請などの手続きについては、受注者において実施すること。
- 5) 作業実施にあたっては、設備及びその他の物品に損害を与えないよう細心の注意を払うこととする。  
設備及びその他の物品に損害を与えた場合は、速やかに発注者に通報し、受注者の負担により修復するものとする。
- 6) 回線障害時、24時間365日対応可能な障害受付窓口（音声受付可）を有していること。
- 7) 回線・機器障害等が生じた場合、発注者の要求により受注者は速やかに技術者を派遣し、正常な状態に回復させること。
- 8) 契約期間中に故障・不具合等が生じた場合には、受注者が速やかに原因を特定し、復旧しなければならない。当該故障・不具合によって生じた一切の費用は受注者が負担するものとする。

**2.2.2 借り上げ期間等**

**a) 工事等期間**

事前の調査、工事等を令和7年9月30日までに終了し提供できること。

**b) 利用期間**

令和7年10月1日～令和8年3月31日

**3 品質保証**

納入する装置は、光通信を使用した音声・データの伝送試験を終了したものとする。

**4 検 査**

検査は、本仕様書に基づき契約担当官が指名する者により契約状況の確認を実施する。

**5 協議事項**

本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

**6 その他の指示**

保全に関し、契約業者は官側の指示に従うものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
通信専用線の使用（IWAN 100M）（別府駐屯地～十文字原演習場）	防衛大臣承認	
	作 成	令和7年6月24日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面総監部防衛部 システム通信課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、西部方面総監部において調達する光データ回線の契約として使用することについて規定する。

## 2 調達品の規格等

契約内容等は、それぞれ以下のような状態にあること。

### 2.1 提供区間および数量

提供区間および数量は表1によるものとする。

表1－提供区間及び数量

回線区間		単位	数量
大分県別府市大字鶴見 4548-143 陸上自衛隊 別府駐屯地	～	大分県大分県別府市内竈 陸上自衛隊 十文字原演習場	回線 1

### 2.2 契約内容

#### 2.2.1 サービス内容

現在、NTT西日本株式会社において提供されている以下のサービスが提供できる状態にあること。

##### a) 回線種別

現在、NTT西日本株式会社等と同様の回線である表2に示すサービスの提供が可能であること。

表2－回線種別

品名	通信回線	製品名
光回線	IWAN 100M	Interconnected WAN (IWAN)

##### b) 通信品質

現在、NTT西日本株式会社が提供する光データ通信サービスと同等以上の品質を確保できること。

##### c) 通信対象

光通信を利用した音声・データ通信が可能であること。

##### d) 割引サービス

契約の終期以降継続して契約することを前提とした割引サービス及び期間を限定したサービスは認めない。

**e) 請 求**

請求書は、回線ごとに請求金額の内訳（固定料金、工事費等）を記載した請求書であること。

**f) その他**

- 1) 費用には、初期費用、宅内付託工事等の各種工事及び終端装置等の費用を含むものとする。
- 2) 本装置の設置及び設定については契約業者とする。
- 3) 受注者は速やかに導入スケジュールを提供すること。
- 4) 導入にかかる申請などの手続きについては、受注者において実施すること。
- 5) 作業実施にあたっては、設備及びその他の物品に損害を与えないよう細心の注意を払うこととする。  
設備及びその他の物品に損害を与えた場合は、速やかに発注者に通報し、受注者の負担により修復するものとする。
- 6) 回線障害時、24時間365日対応可能な障害受付窓口（音声受付可）を有していること。
- 7) 回線・機器障害等が生じた場合、発注者の要求により受注者は速やかに技術者を派遣し、正常な状態に回復させること。
- 8) 契約期間中に故障・不具合等が生じた場合には、受注者が速やかに原因を特定し、復旧しなければならない。当該故障・不具合によって生じた一切の費用は受注者が負担するものとする。

**2.2.2 借り上げ期間等**

**a) 工事等期間**

事前の調査、工事等を令和7年9月30日までに終了し提供できること。

**b) 利用期間**

令和7年10月1日～令和8年3月31日

**3 品質保証**

納入する装置は、光通信を使用した音声・データの伝送試験を終了したものとする。

**4 検 査**

検査は、本仕様書に基づき契約担当官が指名する者により契約状況の確認を実施する。

**5 協議事項**

本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

**6 その他の指示**

保全に関し、契約業者は官側の指示に従うものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
通信専用線の使用（IWAN 10M）（小倉駐屯地～山田訓練場）	防衛大臣承認	
	作 成	令和7年6月24日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面総監部防衛部 システム通信課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、西部方面総監部において調達する光データ回線の契約として使用することについて規定する。

## 2 調達品の規格等

契約内容等は、それぞれ以下のような状態にあること。

### 2.1 提供区間および数量

提供区間および数量は表1によるものとする。

表1－提供区間及び数量

回線区間		単位	数量
福岡県北九州市小倉南区北方 5-1-1 陸上自衛隊 小倉駐屯地	～	福岡県北九州市小倉北区 山田町2 陸上自衛隊 山田訓練場	回線 1

### 2.2 契約内容

#### 2.2.1 サービス内容

現在、NTT西日本株式会社において提供されている以下のサービスが提供できる状態にあること。

##### a) 回線種別

現在、NTT西日本株式会社等と同様の回線である表2に示すサービスの提供が可能であること。

表2－回線種別

品名	通信回線	製品名
光回線	IWAN 10M	Interconnected WAN (IWAN)

##### b) 通信品質

現在、NTT西日本株式会社が提供する光データ通信サービスと同等以上の品質を確保できること。

##### c) 通信対象

光通信を利用した音声・データ通信が可能であること。

##### d) 割引サービス

契約の終期以降継続して契約することを前提とした割引サービス及び期間を限定したサービスは認めない。

**e) 請 求**

請求書は、回線ごとに請求金額の内訳（固定料金、工事費等）を記載した請求書であること。

**f) その他**

- 1) 費用には、初期費用、宅内付託工事等の各種工事及び終端装置等の費用を含むものとする。
- 2) 本装置の設置及び設定については契約業者とする。
- 3) 受注者は速やかに導入スケジュールを提供すること。
- 4) 導入にかかる申請などの手続きについては、受注者において実施すること。
- 5) 作業実施にあたっては、設備及びその他の物品に損害を与えないよう細心の注意を払うこととする。  
設備及びその他の物品に損害を与えた場合は、速やかに発注者に通報し、受注者の負担により修復するものとする。
- 6) 回線障害時、24時間365日対応可能な障害受付窓口（音声受付可）を有していること。
- 7) 回線・機器障害等が生じた場合、発注者の要求により受注者は速やかに技術者を派遣し、正常な状態に回復させること。
- 8) 契約期間中に故障・不具合等が生じた場合には、受注者が速やかに原因を特定し、復旧しなければならない。当該故障・不具合によって生じた一切の費用は受注者が負担するものとする。

**2.2.2 借り上げ期間等**

**a) 工事等期間**

事前の調査、工事等を令和7年9月30日までに終了し提供できること。

**b) 利用期間**

令和7年10月1日～令和8年3月31日

**3 品質保証**

納入する装置は、光通信を使用した音声・データの伝送試験を終了したものとする。

**4 検 査**

検査は、本仕様書に基づき契約担当官が指名する者により契約状況の確認を実施する。

**5 協議事項**

本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

**6 その他の指示**

保全に関し、契約業者は官側の指示に従うものとする。